鹿児島県公報

令和元年10月18日(金)第48号



示

発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

- ○保安林の指定施業要件の変更 (3件) (森づくり推進課取扱い) 1
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- ○肥料の登録の有効期間の更新

(経営技術課取扱い) 3

○収去飼料の試験結果の公表

(畜産課取扱い) 3

○県営土地改良事業の工事の完了(2件)

(農地整備課取扱い) 4

○公共測量の実施(2件)

(監理課取扱い) 5

○堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結

- (河川課取扱い)5
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 6
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定(2件) (北薩地域振興局取扱い) 6
 - (大隅地域振興局取扱い) 6
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 6

告

○建築士の免許の取消しの公告

(建築課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第426号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西之表市安城字猪崎野307番1,住吉字城之山3537番

公

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第427号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 熊毛郡中種子町増田字岩屋口685番,686番,字大迫3842番3
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第428号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大島郡瀬戸内町大字古仁屋字金久田原43番1,43番2
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬	局	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
シダマ調剤薬局	奄美市名瀬幸町20番17号	令和元年	育成医療・更
		10月1日	生医療

鹿児島県告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年10月18日

鹿	児島	県矢	事	$=$ \mathbb{R}	え園	訓

病院又は	更新年月	自立支援医療	
名称	所 在 地	日	の種類
さくらやまクリニック	志布志市志布志町安楽字髙尾	令和元年	更生医療
	6179番地 1	10月1日	

鹿児島県告示第431号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年10月18日

H- 1 H	L	_	<u> </u>	<u> -</u> 그 : : : : : : : : : : : : : : : : : :
鹿児	- 年1 年	_	\forall	園訓

薬	更新年月	自立支援医療	
名称	所 在 地	日	の種類
グリーンティ調剤まさの薬局	南九州市頴娃町別府331番地	令和元年	育成医療・更
		11月1日	生医療

鹿児島県告示第432号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

令和元年10月18日

	_ <u> </u>
鹿児島県知事	三反園訓
	/ X PX DV

☆ 紀 巫	更新後の	皿 刈 の 種	田 東 の 々			生 産	業者
登録番	登録の有	肥料の種類	肥料の名	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	住所
75	効期限	独	称			名称	住 所
鹿児島	令和7年	配合肥料	灰合肥料	りん酸全量17.0	含有を許される有	九州昭和	志布志市
県肥第	11月8日			内く溶性りん	害成分の最大量及	産業株式	志布志町
1252号				酸 12.0	びその他の制限事	会社	志 布 志
				加里全量 16.0	項は公定規格のと		3309番地
				内く溶性加里	おり		
				12.0			
				内水溶性加里			
				10.0			
				く溶性苦土 4.5			
鹿児島	令和7年	とうもろ	コーンジ	窒素全量 3.0	該当なし	南日本コ	鹿児島市
県肥第	11月15日	こしはい	ヤームミ	りん酸全量 1.0		メ油株式	南栄三丁
1253号		芽油かす	ール			会社	目19番
		及びその					
		粉末					

鹿児島県告示第433号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第1項及び 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第3 項の規定により、令和元年8月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の 結果の概要は、次のとおりである。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

	収 =	芸			
製造事業場等の	場所	斤	製造		# L o h
名称, 法人番号	及て	が 飼料の名称	(輸入)	試 験 項 目	違反の内
及び所在地	法		年 月		容
	番号	<u>1.</u> 7			
			令和		
(株) 堀口園	同差	元 緑茶粉末	元.8	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
本社工場				繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
8340001015071					
(志布志市)					
中部飼料 (株)	同差	マル中印子豚育	成 元.8	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
志布志工場		用配合飼料とん	٤	繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
2180001094757		ん子豚			
(志布志市)		マル中印種豚飼	育 元.8	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		用配合飼料HB	フ	繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
		ァイバーリッチ			
		マル中印肉用牛	肥 元.8	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		育用配合飼料森	栄	繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
		420ヒサ後期			
		マル中印ぶり類	用 元.8	栄養成分等-粗たん白質,粗脂肪,粗	無
		配合飼料ハマチ	E	繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
		Pプレミアウィ	ツ		
		ト10号			
明治飼糧 (株)	同差	E 明治配合飼料 T	M 元.8	栄養成分等-粗たん白質,粗脂肪,粗	無
南九州TMRセ		ステップアップ	S	繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
ンター		P			
4010001138693					
(志布志市)					
		明治配合飼料ミ	ッ 元.8	栄養成分等-粗たん白質,粗脂肪,粗	無
		クスAファイブ	S	繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
		P			

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第434号

土地改良事業県営農地整備(通作・基幹) (旧:農林漁業用揮発油税財源身替農道整備) (農道整備) 西部地区の工事は、平成30年12月26日に完了した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第435号

土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手育成型) (区画整理) 第四畦布地区の工事は,平成31年3月20日に完了した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第436号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が あった。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の期間 令和元年10月10日から同年12月27日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市喜入瀬々串町, 同市平川町, 出水市境町, 日置市伊集院町桑畑及び 曽於市末吉町深川

鹿児島県告示第437号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から次のとおり公共測量 を実施する旨の通知があった。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量(水準測量)
- 2 作業の期間 令和元年10月28日から令和2年3月25日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市, 鹿屋市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曽於市, 霧島市, いちき 串木野市及び姶良市

鹿児島県告示第438号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法(昭和27年法律第180号)第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県大隅地域振興局建設部建設総務 課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 河川の名称,河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施 設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
二級河川	左岸堤防	肝属郡錦江町神川字岩崎2307番1地先から同大字字梅木
神ノ川水系		2345番 1 地先まで
神ノ川		

2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名

種 類 錦江町道

路線名 入料線

3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 錦江町

住 所 肝属郡錦江町城元963番地

代表者 錦江町長 木場一昭

- 4 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。),路肩,道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。),改築,維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 5 管理の期間

令和元年10月18日から道路の存続する日まで

北薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス の事業の廃止の届出があった。

令和元年10月18日

橋口秀仁 北薩地域振興局長

事業所		指定障:	*	障害福祉		
hz Th	55 to 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
就労支援施設お	薩摩川内市入来	社会福祉法人ウ	薩摩川内市入来	大園 章子	令和元年	就労移行
じゃったモール	町浦之名7100番	イズ福祉会	町副田6542番1		8月18日	支援
さつま川内館	地 1					

北薩地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年10月18日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事	業所	申 請 者			北 安 左 日	障害福祉
to the	= + 11	by the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	E	の種類
かごしま24	薩摩川内市永利	一般社団法人H	埼玉県所沢市松	久保田さお	令和元年	居宅介護
	町 5 — 4	K	葉町12番3号ア	ŋ	9月1日	• 重度訪
			ーガスヒルズ58			問介護
			- 1 階			

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年10月18日

大隅地域振興局長 松薗英昭

事業所			** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害福祉		
to the	= + 14	h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	I	の種類
ニチイケアセン	肝属郡肝付町新	株式会社ニチイ	東京都千代田区	森 信介	令和元年	居宅介護
ターきもつき	富164番地3	学館	神田駿河台二丁		10月1日	重度訪
			目9番地			問介護

大島支庁告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス の事業の廃止の届出があった。

令和元年10月18日

大島支庁長 松本俊一

事	業 所	指定障害福祉サービス事業者			威山左 日	障害福祉
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月 日	サービス
			所在地	名		の種類
多機能型就労支	大島郡瀬戸内町	株式会社せとう	大島郡瀬戸内町	里山 正樹	令和元年	就労移行
援事業所いすわ	阿木名1438番地	ち	阿木名203番地		9月30日	支 援
ん			5			

公告

建築士の免許の取消しの公告

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和元年10月18日

鹿児島県知事 三反園訓

					. = 2 - 1 - 1 - 1 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1
免許の取		免許の耳	取消しを受けた		
消しをし	氏	名	建築上の即	登録番号	免許の取消しの理由
た年月日	11	石	建築士の別	立	
令和元年	須田	正己	二級建築士	鹿児島県知事	建築士法第8条の2の規定によ
8月3日				登録第3695号	る届出があったため